

トピックス

- 金誠同達、有名企業のデータ越境セキュリティ評価への合格に協力

法令速報

- 市場監督管理総局、「企業名称登記管理規定実施弁法」を公布
- 全国人民代表大会常務委員会、民事訴訟法の改正に関する決定等の法律を可決
- 財政部等の部門、設備調達に係る税制優遇政策を明確化
- 市場監督管理総局、「企業結合独占禁止コンプライアンスガイダンス」を通達

弁護士コラム

- 作文式から選択式になる中国企業の経営範囲の設定方法

金誠同達、有名企業のデータ越境セキュリティ評価への合格に協力

金誠同達は先日、某有名外資企業のデータ越境セキュリティ評価の円滑な合格に協力させていただきました。国家インターネット情報弁公室の審査を経て、今回申請したデータ越境の状況は、いずれも円滑に承認され、国家インターネット情報弁公室から発送される「評価結果通知書」の取得に成功いたしました。

クライアントからのご依頼の受理後に、金誠同達は実務経験の豊富な弁護士らを迅速に組織して専門的なデータ越境セキュリティ評価プロジェクトチームを結成し、データ越境リスク自社評価の展開をめぐってクライアントに協力し、以下の専門的なコンサルティングサービスをクライアントに提供しました。

一、クライアントの各部門の業務に対する整理、クライアントの全社におけるデータ資産に対する点検・把握、越境予定のデータにかかわる状況の整理・明確化

二、クライアントの具体的な業務部門等を対象とするアンケート調査・面談・現場調査・研究等、ならびにデータの越境にかかわる業務・情報システムの状況、越境予定データの状況、データ処理者のデータセキュリティ保障能力の状況および中国国外受領者の状況に対する調査・研究

三、クライアントのデータ越境活動に対するリスク評価、評価を通じて発覚した問題とリスクの潜在的災禍に対する対応の是正措置の制定および全社の範囲における推進

四、クライアントに対する調査研究の状況および関連法令の要求に基づく中国国外受領者と締結するデータ越境契約書の作成、調査研究結果、リスク評価、既存のセキュリティ問題および是正効果に基づく分析、データ越境リスク自社評価完成報告書等の必要な文書の起草

五、クライアントに代替した主管部門との積極的な意思疎通と連絡の保持、主管部門から提起された質問に対する迅速な分析・回答

金誠同達は本件プロジェクトにおきましても全方位的な法律コンサルティングサービスをクライアントに提供し、クライアントからの積極的なご評価とご称賛を賜りました。プロジェクトチームの責任者はシニアパートナーの張国棟が務め、同チームのメンバーには弁護士の沈博文、杜雲華、張樂、焦陽および趙之豪が含まれています。

当該プロジェクトチームは中国国内において最も早い時期からサイバーセキュリティ・データコンプライアンスサービスに従事している弁護士チームのうちの一つとなっています。プロジェクトチームは有名ロースクールの卒業後にこの分野における長年にわたる経験を経た弁護士と顧問から構成されています。近年におきましては同チームはデータコンプライアンスの分野における研究の深化と学習の継続を通じて専門的かつ全面的なデータコンプライアンスサービスを企業に提供し、国内外のクライアントからの広範にわたるご好評を博しています。同チームにはデータコンプライアンス調査の実施、データ越境セキュリティ評価の展開、データコンプライアンス体系の構築、サイバーセキュリティ保護上の法的提案のご提供などをめぐる会社へのご協力の面において培われた経験が蓄積されており、特に、自動車と医薬の分野におけるコンプライアンス等の分野におきましてはより豊かな実務経験が積み重ねられています。

市場監督管理総局、「企業名称登記管理規定実施弁法」を公布

国家市場監督管理総局は2023年9月1日、改正後の「企業名称登記管理規定実施弁法」(以下「弁法」)を公布した。「弁法」は2023年10月1日から施行されている。

2021年に公布された「企業名称登記管理規定」に比べると、「弁法」の主な改正内容には次のものが含まれている。

1、企業名称登記管理上の基本原則の明確化、信義誠実の原則を基礎とする企業名称の申請・使用時における他者の先行権利の尊重義務の更なる強調、公衆の誤認惹起の回避

2、企業名称の構成要素規則と申請規範の完全化、企業名称が「中国」等の字句を冠する場合における市場監督管理総局による法令の関連規定に従った厳格な審査、審査意見の提起および国务院への承認の申請、異なる類型(例えば、「集団」という字句の表示、「行政区画」の未表示、「業界または経営の特徴」の未表

示など)の企業名称を対象とする申請条件の更なる細分化

3、企業名称をめぐる争議の行政裁決メカニズムの更なる整備、企業名称争議裁決に対する階級ごとの管轄、工程期間制限、争議の調停などに対する規定の実施、手続の合法性の確保

「弁法」の公布には、中国政府による企業名称登記管理の更なる規範化、自主申請行政サービスの合理化、争議裁決手続の細分化および企業の合法的な権益のより良好な保護の意味合いが含まれている。

(出典:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_1e269e76abdb405ab5253b7c78e45f6a.html)

全国人民代表大会常務委員会、民事訴訟法の改正に関する決定等の法律を可決

第十四回全国人民代表大会常務委員会第五次会議においては 2023 年 9 月 4 日、「『中華人民共和国民事訴訟法』の改正に関する決定」(以下「決定」)、「中華人民共和国行政不服審査法(2023 年改正)」および「中華人民共和国外国国家免除法」が可決された。いずれも 2024 年 1 月 1 日から施行される。

「決定」においては、「涉外民事訴訟手続の特別規定」の編に対する重点的な改正と完全化が行われており、具体的には次の点を挙げることができる。

- 一. 管轄に係る規定の改定、中国の裁判所の涉外民事案件に対する管轄権の拡大
- 二. 並行訴訟の一般規定、裁判所不便原則などに係る条項の増加
- 三. 涉外送達に係る規定の改定
- 四. 涉外民事案件司法協力制度の完全化、域外調査における証拠収集に係る規定の増設
- 五. 中国国外の裁判所の発効済みの判決・裁定に対する承認・執行の基本的な規則の完全化

今回の民事訴訟法の涉外編の改正と完全化は、国内外の当事者の合法的な権益の平等な保護、法治化された商取引環境の構築、および対外開放の継続的な深化の保障にとっての重要な意味合いを帯びている。

(出典: https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202309/content_6901570.htm)

財政部等の部門、設備調達に係る税制優遇政策を明確化

財政部と国家税務総局は 2023 年 9 月 5 日、「設備・器具に係る企業所得税の控除政策に関する公告」(以下「公告」)を共同で公開した。「公告」によると、企業が 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に新たに購入する建物・建築物以外の固定資産のうち、単価が人民元 500 万円を超えないものについては、当期原価費用を一括で計上して課税所得額の計算時に損金算入し、その後の年度ごとの減価償却費の計算を行わないことができる。「公告」の実施を通じて企業所得税の負担は更に軽減される。

(出典: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202309/content_6902070.htm)

市場監督管理総局、「企業結合独占禁止コンプライアンスガイドンス」を通達

国家市場監督管理総局は2023年9月5日、「企業結合独占禁止コンプライアンスガイドンス」(中国語: 経営者集中反壟断合規指引。以下「ガイドンス」)を公布した。「ガイドンス」の以下の内容は注目に値する。

1、「ガイドンス」においては、前会計年度の中国国内の売上高が4億元を超える事業者との合併、これを対象とする買収の実施、その支配権の獲得、これとの合併企業の共同設立などの状況が企業に存在しているときは、独占禁止の面における法定的リスクを十分に評価しなければならないという旨が強調されている。

2、企業が一件の取引における企業結合申告の要否を判断するときは、初めに取引による企業結合構成の成否を判断し、次に企業結合による申告基準充足の成否を判断する。

3、申告基準に達している企業結合において、事業者は企業結合協議書締結後の企業結合実施前に、市場監督管理総局に申告しなければならない、適時に申告しなかったときは、法のとおり申告されていない企業結合の違法な実施を構成するおそれがある。

4、「ガイドンス」においては、企業結合独占禁止コンプライアンス管理制度の確立が、企業結合の必要性を有する事業者、特に、中国国内における年間売上高が4億元を超える事業者には、奨励されており、中国国内における年間売上高が100億元を超える事業者には、提案されている。

「ガイドンス」においては、親会社と子会社の各階級ごとの企業結合独占禁止コンプライアンス管理制度の確立、または企業結合独占禁止コンプライアンス管理の範囲がグループ内の各階級の所属企業を覆うための有効な措置の採択が、条件を有するグループ企業に奨励されている。

「ガイドンス」は2008年の「独占禁止法」の実施以降、国務院独占禁止法執行機構が公布した初の企業結合監督管理の分野における法令遵守上の指導的な文書であり、企業結合の常態化された監督管理水準の向上にとっての重要な意味合いを帯びている。

(出典:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldj/art/2023/art_b463be894b4d40d487d8d099a4df60f5.html?from=qcc)

作文式から選択式になる中国企業の経営範囲の設定方法

弁護士 姜 雨潤

日本企業の「事業目的」に相当するものとして、中国では「経営範囲」という概念がある。経営範囲を企業の定款に記載し、当局にて登記することが法的に義務付けられている。経営範囲には企業の事業内容を簡潔に示せる効果があり、企業の信用にかかわるため、実務上、企業の新設やM&Aなどはもちろんのこと、既存の企業の事業内容の変更の際においても、経営範囲の書き方は必ず重要な検討事項とされる。

本文においては、近年における経営範囲の制度改正を中心に、中国企業の経営範囲の設定方法を整理する。

一、従来の経営範囲の書き方＝産業分類を参照する「作文」の時代

以前に経営範囲を設定する際には、根拠となる法令である「企業経営範囲登記管理規定」(2004年7月1日施行、2015年10月1日改正、2022年3月1日廃止。以下「管理規定」と略称する。)に従う必要があった。

「管理規定」によると、「国民経済産業分類」(下表1のとおり。「日本標準産業分類」に相当する。)を参照して経営範囲を記載する必要があるとされていた。ただ、あくまでも「参照」であるため、実際の運用上は、経営範囲の記載内容は「国民経済産業分類」における項目と一字一句まで一致する必要がなく、一部のキーワードを引用した上で「作文」することが許されていた。

表1 中国の「国民経済産業分類」と「日本標準産業分類」の例

区分	中国の「国民経済産業分類」(2017年改正)	「日本標準産業分類」(2013年改定)
大分類	C-製造業	E-製造業
中分類	39- 計算機、通信その他の電子設備製造業	28- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
小分類	398- 電子部品及び電子専用材料製造	282- 電子部品製造業
細分類	3981- 抵抗器・コンデンサ・インダクタ部品製造	2821- 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

一例として、コンデンサ業務を有する電子部品メーカーの場合、上表から「コンデンサ」というキーワードを引用し、「コンデンサの製造、販売、輸出入及び技術ライセンス」というような「作文」を経営範囲に記載することができるかとされていた。なお、「国民経済産業分類」は構成上、「大分類-中分類-小分類-細分類」と多層式になっているため、キーワードを「コンデンサ」の上位の分類である「電子部品」や「電子設備」などに置き換えることもありうる。

このように、「管理規定」時代における経営範囲の書き方として、「国民経済産業分類」から名詞(キーワード)を選択した上で、動詞をつけて作文することが可能であり、また、名詞自体も「国民経済産業分類」の構成により選択の幅がある程度はあったと言える。(表2参照)

表2 「作文式」経営範囲の名詞と動詞の組み合わせ(コンデンサメーカーを例に)

名詞	動詞
コンデンサ	製造
電子部品	販売
電子専用材料	賃貸
電子設備	輸出入
関連商品	技術開発
関連技術	技術ライセンス
...	...

この制度は一見、自由度が高いようにも見えるが、実際の運用の面においては、様々な弊害が生じている。「国民経済産業分類」には許認可の要否や参入規制の有無が反映されておらず、またキーワードの解釈にも一意的な基準がないため、自由に「作文」していると、名詞と動詞の組み合わせによっては(許認可の未取得、参入禁止事業などによる)登記の不能化を引き起こす可能性があった。

例えば、一般機械設備の生産・販売は許認可が不要とされているが、重機、エレベーターなどの一部の特

殊設備の生産には許認可が求められるため、経営範囲における「機械設備の生産」というような広い記載が地方によっては認められないおそれがある。同様の理由から、「金属鉱物の輸出入」というような記載案の場合、許認可を要する「金銀・タングステン・アンチモンの輸出入」をカバーするため NG とされる可能性はゼロではない。

「管理規定」時代の経営範囲の「作文」の書き方は確かに一定の程度においては自由度があったが、その分、登記当局の裁量権も大きいため、「作文→添削→再作文→再添削」のように何度もやり直しになるケースがよくあり、また、地方によっては登記の可否の運用基準も大きく異なっているため、「経営範囲の方言化」（同じ業態にもかかわらず、特定の地方では特定の書き方しか登記できない）という現象も起きてしまう。

二、経営範囲の新しい設定方法＝当局指定の候補ワードから「選択する」時代

「自由作文」の弊害を克服するために、近年中国政府は経営範囲制度を大きく見直した。

最初は 2019 年 11 月の国務院 25 号の通達により、自由貿易試験区における「経営範囲ワーディングの規範化」の試験的運用が始まり、その後運用範囲が徐々に広まった。最終的には、2022 年 3 月に施行された「市場主体登記管理条例实施细则」の第 12 条により、「国民经济産業分類」を参照した記載方法が廃止され、代わりに企業は登記当局（市場監督管理総局）が公布する「経営範囲規範目録」における候補ワードから選択して経営範囲を記載する方法が確立した。

候補ワード選択制の最大の特徴は、候補項目がいずれも当局があらかじめ設定した「名詞＋動詞」の組み合わせであり、企業から見れば「作文＝記述」形式の問題を解く必要がなく、候補ワードから「選択式問題」を解けばよい、という点である。また、候補ワード制では許認可の要否が当局から明確に示されているため、企業にとっては、許認可なしで記載できる経営範囲をすぐに調べられるという利点がある。さらに、「経営範囲規範表現照会システム」という公式サイト(<https://jyfwyun.com/>)を利用すれば、誰でもオンラインで候補ワードを検索できるため、情報は非常に入手しやすい。

以下の図 1 は「経営範囲規範表現照会システム」において、「輸出入」をキーワードにして検索した結果の一例である。ヒットした候補ワードには「薬品輸出入」、「有毒化学品輸出入」、「食品輸出入」などがあり、いずれも「名詞＋動詞」の組み合わせであることが分かる。また、「薬品輸出入」と「有毒化学品輸出入」の項目には「後置許認可」（中国語：后置许可）のマークがあり、これは許認可の必須性を明示している。



図 1 经营范围规范表现照会システムの検索例

またコンデンサメーカーを例にすると、候補ワード制において、「コンデンサの製造、販売、輸出入及び技術ライセンス」のような「作文」とピンポイントでマッチする選択肢は候補に載っていないため、分解して最も近い候補ワードを探す必要がある。上記の公式サイトを利用して検索すると、表 3 のようなワードがヒットする。

表 3 「作文式」と「候補ワード選択制」における经营范围の書き方の違い(コンデンサメーカーを例に)

旧「作文式」	現行の「候補ワード選択式」
コンデンサの製造、販売、輸出入及び技術ライセンス	コンデンサ及び関連設備の製造
	コンデンサ及び関連設備の販売
	貨物輸出入
	技術サービス、技術開発、技術コンサルティング、技術交流、技術譲渡、技術普及
...	...

三、まとめ及び実務上の留意点

以上のように、現行の候補ワード制では经营范围の「自由作文」ができなくなり、企業は図 1 や表 3 のように当局指定の候補の中から自社の業態に最もふさわしいワードを選択する必要がある。

この制度は 2022 年 3 月から施行されたため、その施行後に新設される企業、若しくは施行前に設立済みで施行後に经营范围を変更する企業にとっては、新制度を勉強しておく必要があると言えよう。

実務上の留意点について、企業の经营范围を設定する書類、例えば董事会決議書/株主会決議書/合併契約書/定款変更案などの作成時においては、勝手な判断で記載したり、むやみに社内決裁や株主間交渉

を進めたりするのではなく、事前に「経営範囲規範表現照会システム」で照会しておくことが、強く推奨される。

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>